

不動産鑑定士となるのに必要な技術及び高等の専門的応用能力を修得させるための実務修習
(不動産の鑑定評価に関する法律第14条の5)

(1) 指定・登録基準

不動産の鑑定評価に関する法律

(登録基準)

第十四条の五 国土交通大臣は、第十四条の三の規定により登録を申請した者の行う実務修習業務が、別表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師又は指導者によって行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、実務修習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 実務修習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 実務修習機関が実務修習業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

別表（第十四条の五関係）

課程	講師又は指導者
一 不動産の鑑定評価の実務に関する講義	一 不動産鑑定士であって、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの
二 基本演習（不動産の鑑定評価の標準的手順の修得のための演習をいう。）	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 実地演習（不動産の鑑定評価に関する実地の演習をいう。）	不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であって、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

指定・登録時期 : 平成18年2月24日

法人の連絡先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目11番15号 SVAXTTビル

指定・登録の理由 : 登録の要件のすべてに適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし